

# 無線TVサービス個別規定

ソフトバンクBB株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（規定の適用）

1. 当社は、この無線TVサービス個別規定および「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約（以下「基本規約」といいます。）に基づき、無線TVサービスを提供します。
2. この無線TVサービス個別規定は、基本規約第2条（3）に定める個別規定として無線TVサービスの利用条件を定めるものです。

### 第2条（定義）

本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「無線TVサービス」とは、ADSLサービスのオプションサービスとして提供するサービスであり、当社が本規定に基づき無線TV会員に提供する再生機能付き無線TVBOXのレンタルサービスをいいます。
- (2) 「無線TVBOX」とは、地上アナログ放送を受信し、有線またはIEEE802.11g規格の無線によりPCに伝送する機能を有するTVチューナおよびその付属品一式をいいます。
- (3) 「無線TVサービス利用契約」とは、無線TVサービスを利用するための本規定に基づく利用契約をいいます。
- (4) 「無線TVサービス会員」とは、当社と無線TVサービス利用契約を締結し、これを利用する者をいいます。
- (5) 「ADSLサービス」とは、BBテクノロジー株式会社（以下「BBテクノロジー」といいます。）が定める「SoftBank ブロードバンドADSL個別規定」に定めるADSLサービスをいいます。
- (6) 「指定レンタル事業者」とは、モデム、無線LANカード等の接続機器を会員に対してレンタルする事業者としてBBテクノロジーが指定する事業者をいいます。

## 第2章 無線TVサービスの内容

### 第3条（サービス区分）

1. 無線TVサービスには、二つの区分があります。
  - (1) 無線TVパック（無線TVBOXとPCの接続を有線で行う場合をいいます）
  - (2) ダブル無線パック（無線TVBOXとPCの接続をIEEE802.11g規格の無線で行う場合をいいます）
2. 前項第2号に定めるダブル無線パックは、「接続機器レンタル個別規定」に基づく無線LANカード（指定レンタル事業者から貸与される場合も含まれます。）のレンタル申込者のみ選択できるものとします。

3. 無線 TV サービス利用者が無線 TV パックを選択した場合で、「接続機器レンタル個別規定」で定める無線 LAN カード（指定レンタル事業者から貸与される場合も含まれます。）のレンタルを申し込んだ場合、無線 LAN カードの契約成立日にダブル無線パックに区分変更されるものとします。
4. 無線 TV サービス会員がダブル無線パックを選択した場合で、無線 LAN カードのレンタル契約が終了した場合、何ら意思表示無く無線 LAN カードのレンタル契約終了日に無線 TV パックに区分変更されるものとします。

## 第3章 契約

### 第4条（無線TVサービス利用契約）

1. 当社は、ADSL サービスに係るサービス会員回線 1 回線ごとに 1 つの無線 TV サービス利用契約を締結します。
2. 無線 TV サービス利用契約の申し込みは、個人に限るものとします。
3. 申込者は、当社の提供する無線 TV サービスを、同時送信、再分配その他申込者と同一の世帯の者以外の者に対して利用させることを目的として使用することはできません。
4. 前項に規定する世帯とは、住居もしくは生計を共にする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者としてします。

### 第5条（無線TVサービス利用契約の成立）

1. 無線 TV サービス利用契約は当社または当社が指定する者によって、レンタルを希望する申込者に対し無線 TVBOX を引渡したときに成立するものとします。但し、当社の「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に定める ADSL 利用契約が成立しない場合は、無線 TV サービス利用契約は無線 TV サービス利用契約成立時に遡って成立しないものとします。
2. 当社は、次の各号に掲げる場合においては、申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) ADSL サービスを利用しているが、何らかの理由で請求行為がされていない場合
  - (2) 申込者が著作権または著作隣接権を侵害するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (3) 申込者が利用契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - (4) 申込者が無線 TV サービスを法令に反する目的で利用しまたは利用するおそれがあると認められる場合
3. 第6条の利用料金の発生時期は無線 TV サービス会員が利用する「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」の定めに従うものとします。但し、無線 TV サービス利用契約を無線 TV サービス会員が利用する ADSL サービスに係る ADSL 利用契約と別に申し込んだ場合は、無線 TV サービスの利用料金の発生時期については、その申込日から起算して 7 営業日目の日が属する月の翌月 1 日とします。なお、利用料金発生日において、万一無線 TVBOX がその日までにお手元に届いていないときは、利用料金は無線 TVBOX がお手元に届いた日から発生するものとします。

## 第4章 料金等の支払い

### 第6条 (利用料金)

無線TVサービスの利用料金は、別途定める「料金表」によるものとし、無線TVサービス会員は毎月の利用料金を支払うものとしします。

## 第5章 無線TVBOXのレンタル

### 第7条 (無線TVBOXのレンタル)

1. 当社は、無線TVサービスの申込者に対し、無線TVBOXをレンタルします。
2. 無線TVサービス会員にレンタルする無線TVBOXは、当社が選択・決定するものとしします。また、無線TVサービス会員にレンタルされる無線TVBOXは、第10条の場合を除き、変更、取替えができないものとしします。
3. 無線TVBOXの設置場所は、個人宅のみとし、事業所、店舗、休憩所へ設置すること、またはその他不特定多数もしくは多数人が視聴できるように無線TVBOXを設置することは禁止するものとしします。

### 第8条 (ファームウェアのバージョンの更新)

1. 無線TVサービスの提供に必要なネットワークを提供するBBテクノロジーは、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、無線TVサービス会員に事前に通知することなく同社の裁量により同社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、当社が無線TVサービス会員にレンタルしている無線TVBOXがBBテクノロジーのネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的にBBテクノロジーの電気通信設備に接続し(無線TVBOXがサービス会員回線に接続され、かつ、無線TVBOXの電源が投入状態である必要があります)、無線TVBOXに含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して無線TVBOXが正常に作動しなくなった場合は、第10条の定めを準用するものとしします。

### 第9条 (無線TVBOXの管理等)

1. 無線TVサービス会員は、善良なる管理者の注意をもって無線TVBOXを維持、管理するものとし、無線TVBOXの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとしします。
  - (1) 無線TVBOXの第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分
  - (2) 無線TVBOXの分解、解析、改造、改変等
  - (3) 無線TVBOXの損壊、破棄等
  - (4) 無線TVBOXの著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)
  - (5) 契約外の不正使用
  - (6) 無線TVBOXの説明書に記載されている禁止事項に該当する行為

(7) 無線 TVBOX の日本国外持ち出し

2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、無線 TV サービス会員は当社の請求に従い、損害賠償として当社が別途定める違約金を直ちに支払うものとします。

#### 第10条 (故障等)

1. 無線 TV サービス会員にレンタルされた無線 TVBOX が正常な使用状態で故障、破損または滅失等 (以下「故障等」といいます。) により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該無線 TVBOX を正常な無線 TVBOX と取り替えます。この場合、無線 TV サービス会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた無線 TVBOX を当社が指定する場所に送付するものとします(無線 TVBOX が全部滅失して送付が不能な場合を除きます)。但し、無線 TVBOX の故障等が無線 TV サービス会員の責めに帰すべき事由によるときは、当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用は、無線 TV サービス会員が負担するものとします。
2. 無線 TVBOX の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による無線 TVBOX の故障、破損または滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

#### 第11条 (買取)

無線 TV サービス会員による無線 TVBOX の買取は一切できないものとします。

### 第6章 無線 TV 会員の責任等

#### 第12条 (禁止事項)

無線 TV サービス会員は、無線 TV サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 無線 TV サービスを利用して録画・保存した映像等を個人で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて送信し、または送信できる状態にすること
- (2) 無線 TV サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為
- (4) 無線 TV サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (5) 無線 TV サービスを利用して録画・保存した映像等を事業所・学校・病院など不特定多数の方が視聴できる環境にて再生すること

### 第13条（損害賠償）

1. 無線 TV サービス会員が、無線 TV サービスの利用に関して無線 TV サービス会員の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、無線 TV サービス会員は当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 無線 TV サービス会員が無線 TV サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、無線 TV サービス会員は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の会員や第三者から責任を追求された場合は、無線 TV サービス会員はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

### 第14条（保証・責任の制限）

1. 無線 TVBOX 1 台につき、利用可能なパソコン台数は1 台となります。複数のパソコンで別番組の視聴および同時録画には対応しておりません。
2. 何らかの不具合により本サービスと組み合わせて使用したパソコンのハードディスクへの録画・録音等がされなかった場合でも、一切責任を負わないものとします。また、録画・保存した映像等の動作についても一切責任を負わないものとします。
3. 外部入力機器からの録画は、著作権保護、およびコピープロテクトなどの理由により一切できません。また、当社は一切の保証をしないものとします。
4. 当社は、無線 TV サービスの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
5. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害により無線 TV サービスを提供するための当社の機器等に障害が発生し、無線 TV 機能付き会員向けサイトにアクセスできない場合は、無線 TV サービスの提供範囲外とし、当社は無線 TV サービスを提供する義務を負わないものとします。
6. 無線 TV 会員は、無線 TV サービスを本規定に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
7. 無線 TV サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により無線 TV サービス会員に損害が生じた場合には、無線 TV サービスの一か月分の利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします（すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません。）。
8. 無線 TV サービス会員が、基本規約第18条または本規定第12条に定める禁止事項に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第7章 解約

### 第15条（無線TVサービス利用契約の終了）

事由の如何を問わず、無線 TV サービス会員が利用する ADSL サービスに係る利用契約が終了した場合には、本規定に基づく無線 TV サービス利用契約は当然に終了するものとします。

## 第16条（無線TVサービス利用契約終了に伴う返還）

1. 無線TVサービス利用契約が終了した場合、無線TVサービス会員は、無線TVBOXを当社に返還するものとします。なお、無線TVBOX返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は無線TVサービス会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に無線TVBOXに故障等が発生した場合、当該無線TVBOXの修理費用等は無線TVサービス会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず無線TVサービス利用契約が終了し、無線TVBOXが30日以内に当社に返還されなかった場合、当社は無線TVサービス会員に対し当社所定の違約金を請求できるものとし、無線TVサービス会員はこれを支払う義務を負うものとします。

（2005年9月1日制定実施）

（2005年10月15日改定）

（2005年11月1日上記改定実施）

（2005年12月1日承継改定実施）